

令和 6 年第 2 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 5 8 号 専決処分について
(令和 6 年度千葉市一般会計補正予算 (第 1 号))(令和 6 年 4 月 1 0 日) ……P 2
- 2 議案第 6 0 号 令和 6 年度千葉市一般会計補正予算 (第 2 号) ……P 2
- 3 議案第 5 9 号 専決処分について
(千葉市市税条例の一部改正)(令和 6 年 3 月 3 1 日) ……P 4
- 4 議案第 6 1 号 千葉市市税条例の一部改正について ……P 7
- 5 議案第 6 6 号 議決事件の一部変更について
(千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約) ……P 1 2

【議案第58号】

専決処分について

（令和6年度千葉市一般会計補正予算（第1号））（令和6年4月10日）

※国による経済対策の実施に呼応した価格高騰重点支援給付金等の支給について

※資料中「P」は予算書該当頁を示す。

（歳入歳出予算の補正） P2

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,618,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ517,018,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳入）

（千円）

款・項・目・説明	補正額	充当事業等	予算書P
款19 国庫支出金 項2 国庫補助金	7,618,000		P7
目1 総務費国庫補助金	5,000		
(徴税費補助金) 1 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金収入	5,000	・税務システム改修(定額減税に伴う調整給付金 対応)事業費	
目2 民生費国庫補助金	7,613,000		
(社会福祉費補助金) 1 物価高騰対応重点支援地方創生 臨時交付金収入	7,613,000	・価格高騰重点支援給付金事業費 ・定額減税調整給付金事業費	

【議案第60号】

令和6年度千葉市一般会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正） P1

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ393,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ517,411,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正） P1

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第4表 地方債補正

変 更 P6

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
清掃施設整備事業費	11,345,000 千円	9,904,000 千円
消防施設整備事業費	2,463,000	2,545,000
計	54,484,000	53,125,000

歳入歳出補正予算事項別明細書
(歳入)

(千円)

款・項・目・説明	補正額	充当事業等	予算書P
款19 国庫支出金 項2 国庫補助金	146,325		P9
目2 民生費国庫補助金	3,900		
1 デジタル田園都市国家構想推進 交付金収入	3,900	・相談記録作成支援システム事業費	
目3 衛生費国庫補助金	142,425		
1 循環型社会形成推進交付金収入	142,425	・新清掃工場建設事業費	
款24 繰越金 項1 繰越金	510,172		
目1 繰越金	510,172		P10
1 前年度繰越金	510,172	(令和5年度実質収支見込額を活用)	
款25 諸収入 項5 雑入	1,095,609		
目3 雑入	1,095,609		
1 雇用保険料被保険者負担金収入	9	・会計年度任用職員人件費 (新型コロナウイルスワクチン定期接種事業関係)	
2 新型コロナウイルスワクチン定期 接種事業費収入	1,095,600	・新型コロナウイルスワクチン定期接種事業費	
款26 市債 項1 市債	△ 1,359,000		P10
目3 衛生債	△ 1,441,000		
1 清掃施設整備債	△ 1,441,000	・新清掃工場建設事業費 ・下田最終処分場浸出水処理施設建替事業費	
目7 消防債	82,000		
1 消防施設整備債	82,000	・畑出張所建替事業費	

【議案第 59 号】

専決処分について（千葉市市税条例の一部改正）（令和 6 年 3 月 31 日）

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号。以下「改正法」という。）により地方税法等が改正され、用途変更宅地等に係る課税の特例に関する経過措置が延長されたことから、専決処分により市税条例の改正を行ったものである。

2 専決処分を行った理由

改正法の公布日が令和 6 年 3 月 30 日であったことから、市税条例の改正には時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき、同年 3 月 31 日の専決処分により対応したものである。

3 改正内容

（1）地方税法の改正内容

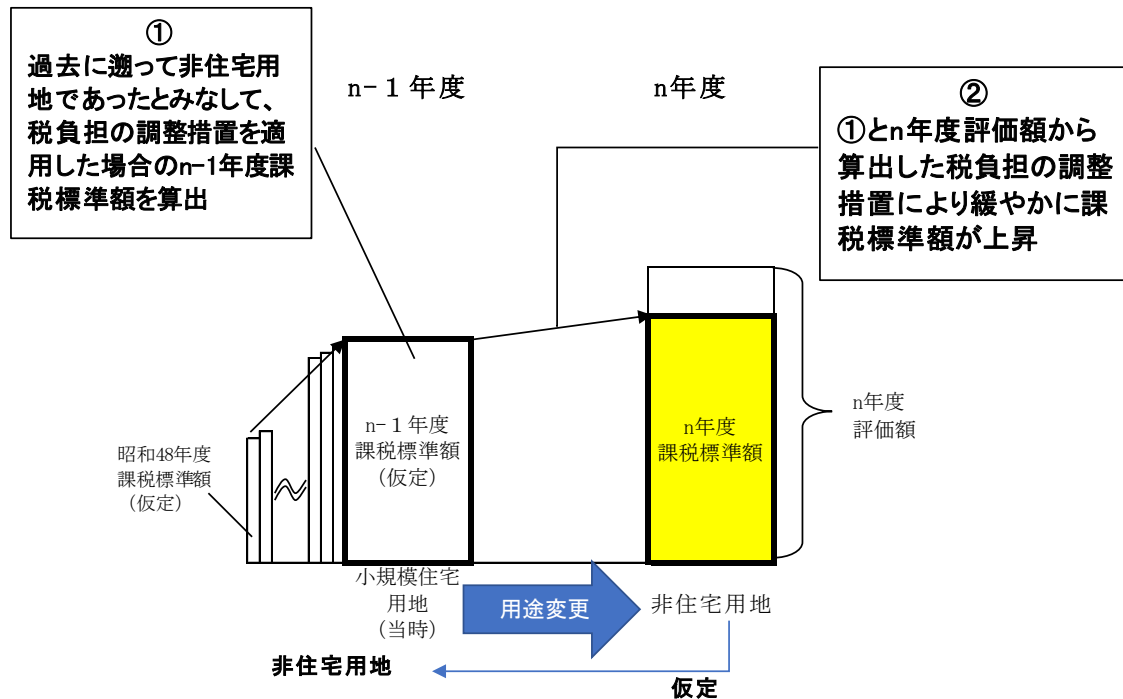
用途変更のあった宅地等については、その土地が過去に遡って変更後の用途であったとみなして、税負担の調整措置を適用したうえで、課税標準額を算出する方式（みなし方式）を市町村の条例で採用できることとされている。

令和 5 年度まで延長されていたこの経過措置を、令和 8 年度まで延長することとされた。

（2）市税条例の改正内容

「みなし方式」は、地域の実情に応じて、きめ細やかな課税標準額が算定できることから、令和 8 年度まで引き続き採用することとする。

n年度課税標準額の算出の流れ



【みなし方式】（上記の図）

用途変更のあった土地が昭和48年まで遡って変更後の用途であったとみなして、固定資産税が急激に上昇して税負担が重くなり過ぎないように、毎年度、緩やかな上昇へ税負担を調整する仕組みを適用したうえで、課税標準額を算出する方式

【平均負担水準方式】

地方税法で定める算出方式のこと。

市内における同じ用途の全ての土地の評価額等から算出される数値の平均値により課税標準額を算出するため、事務的には簡便である。

一方で、市内全域で評価額と課税標準額の乖離が極めて少ない状態でなければ、用途変更後に近隣の同用途の土地より高い税負担となる可能性があり、課税の公平性を欠く。

新 旧 対 照 表	
旧	新
第1条～第50条（略）	第1条～第50条（略）
附 則	附 則
第1条～第9条の4（略）	第1条～第9条の4（略）
（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例）	（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する <u>令和6年度から令和8年度まで</u> の各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例）
第10条 法附則第18条の3第1項及び第25条の3第1項に規定する用途変更宅地等並びに法附則第18条の3第3項及び第25条の3第3項に規定する <u>令和3年度類似用途変更宅地等、令和4年度類似用途変更宅地等</u> 並びに <u>令和5年度類似用途変更宅地等</u> に対して課する <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の固定資産税及び都市計画税については、 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項</u> の規定により、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。	第10条 法附則第18条の3第1項及び第25条の3第1項に規定する用途変更宅地等並びに法附則第18条の3第3項及び第25条の3第3項に規定する <u>令和6年度類似用途変更宅地等、令和7年度類似用途変更宅地等</u> 並びに <u>令和8年度類似用途変更宅地等</u> に対して課する <u>令和6年度から令和8年度まで</u> の各年度分の固定資産税及び都市計画税については、 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項</u> の規定により、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。
第11条～第17条（略）	第11条～第17条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の附則第10条の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

【議案第61号】

議案書 P3

千葉市市税条例の一部改正について

1 趣旨

固定資産税及び都市計画税における「わがまち特例」の新設・延長に伴い、所要の改正を行うほか、規定を整備する。

2 改正内容

(1) 固定資産税及び都市計画税における「わがまち特例」の新設及び延長

(条例附則第5条)

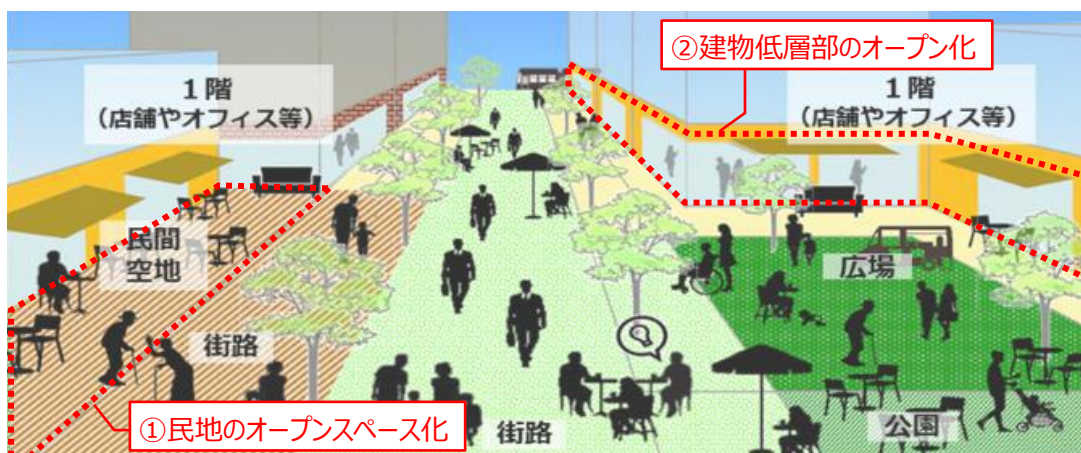
地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み（わがまち特例）において、令和6年度税制改正で特例措置が新設され、また、既存のわがまち特例の対象設備について新たな区分が設定されたうえ、当該特例の適用期限が延長されたことから、条例で措置するもの。

ア 一体型滞在快適性等向上事業に係る課税標準の特例措置

(ア) 地方税法の改正内容

【新たに特例割合を規定】

「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」において市町村による公共施設の整備等と一体的に、民間事業者等が、民地のオープンスペース化^①や建物低層部のオープン化^②を行った場合、整備が完了した翌年から5年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準1/2）



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ（出典：国土交通省）

①民地のオープンスペース化のイメージ：民地を誰もが利用できる空間にすること

②建物のオープン化のイメージ：建物を誰もが交流・滞在できるようにすること

(イ) 市税条例の改正（案）

《特例割合》

税負担が最少となる割合を採用し、課税標準を 1 / 3 とする。

(ウ) 施行期日

公布の日

イ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

(ア) 地方税法の改正内容

【新たな区分を設定し適用期限を 2 年延長】

《対 象》

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備に係る固定資産税

	特例割合		軽減期間	対象設備
	参酌	範囲		
法附則第 15 条 第 25 項第 2 号に 規定する発電設備	6 / 7	11 / 14 ～ 13 / 14	新たに 固定資産税を 課されること になった年度から 3 年度分	バイオマス発電設備 (10,000Kw 以上 20,000Kw 未満) ※一般木質バイオマス・農産物残さ区分

(イ) 市税条例の改正（案）

《特例割合》

再生可能エネルギー発電設備の更なる導入促進を図るため、
税負担が最少となる割合を採用し、課税標準を 11 / 14 とする。

(ウ) 施行期日

公布の日

(2) その他規定の整備

ア 引用条項の項ずれに伴う規定の整備（公布の日施行）

地方税法等の一部改正による条項ずれを受け、市税条例において規定の整備を図る。（附則第 5 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3）

新 旧 対 照 表	
旧	新
目次（略）	目次（略）
第1条～第50条（略）	第1条～第50条（略）
附則	附則
第1条～第4条の2（略）	第1条～第4条の2（略）
（固定資産税及び都市計画税の課税標準及び税額の特例）	（固定資産税及び都市計画税の課税標準及び税額の特例）
第5条（略）	第5条（略）
2～5（略）	2～5（略）
6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>12分の7</u> とする。	6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>14分の11</u> とする。
7 法附則第15条第25項第3号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。	7 法附則第15条第25項第3号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>12分の7</u> とする。
<u>（新設）</u>	<u>8 法附則第15条第25項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u>
<u>8</u> （略）	<u>9</u> （略）
<u>9</u> 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。	<u>10</u> 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
<u>10</u> 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	<u>11</u> 法 <u>附則第15条第38項</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の1</u> とする。
<u>11</u> 法 <u>附則第15条第42項</u> に規定する条例で定める割合は、3分の1 とする。	<u>12</u> 法 <u>附則第15条第41項</u> に規定する条例で定める割合は、3分の1 とする。
<u>12・13</u>	<u>13・14</u>
第5条の2～第9条（略）	第5条の2～第9条（略）

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額) 第9条の2 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (5) (略) (耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額) 第9条の3 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) 以下 (略)	(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額) 第9条の2 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (5) (略) (耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額) 第9条の3 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) (略) 以下 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた箇所である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

【議案第 66 号】

議決事件の一部変更について（千葉市新庁舎整備工事に係る工事請負契約）

1 趣旨

千葉市新庁舎整備工事について、令和 6 年第 1 回定例会での当初予算の議決に基づき、契約金額及び工期の変更を行う。

2 工事請負契約の概要

- (1) 工事名称 千葉市新庁舎整備工事
- (2) 工事概要 建築・各種設備工事等一式、実施設計業務一式、工事監理業務一式
- (3) 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 請 負 者 大成・鵜沢建設共同企業体

3 契約金額

【変更前】 26,958,201,500 円（令和 5 年 12 月 18 日議決）

【変更後】 27,357,254,000 円

※参考 原 契 約 24,942,600,000 円（平成 31 年 3 月 6 日議決）

1 回目変更 26,238,048,000 円（令和 2 年 3 月 16 日議決）

2 回目変更 26,779,315,100 円（令和 4 年 12 月 16 日議決）

4 変更内容

- (1) 変更金額 399,052,500 円

解体工事の進捗にあわせ確認された P タイル等の接着剤に含まれるアスベスト処理費及び脱炭素化に向けた取組みとして市民駐車場に整備する電動車用急速充電器の費用を追加するもの。

- (2) 工期

【変更前】 平成 31 年 3 月 7 日から令和 7 年 1 月 31 日まで（原契約）

【変更後】 平成 31 年 3 月 7 日から令和 7 年 4 月 30 日まで

5 今後の予定

- 令和 6 年 6 月 本契約（令和 6 年第 2 回定例会にて議決後）
- 6 年 7 月 旧庁舎解体工事の終了
- 8 月 外構工事に着手
- 10 月 モノレール連絡通路供用開始
- 7 年 2 月 市民駐車場、電動車用急速充電器の整備終了
- 4 月 全体竣工